

いじめ重大事態に関する調査報告書

(公表版)

※本報告書は、東海市子どものいじめ防止等対策委員会専門部会（以下「専門部会」という）が作成し、令和7年2月に東海市教育委員会教育長に提出された調査報告書の主な内容を、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報に最大限配慮して公表版として編集し、公表するものです。

いじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）

1 調査の開始に至った経緯

- 令和5年9月26日（火）に東海市教育委員会に対し、市内中学校の当時1年生の生徒（以下、「当該生徒」という）の保護者から、子どもが重大事態に至るいじめ（以下、「本事案」という）を受けたとの申し出があった。
- 「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」という）第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」は、その重大事態に対処し、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。
- 令和5年11月22日（水）に、東海市子どものいじめ防止等対策委員会は臨時の会議を開催し、本事案について、公平性や中立性が確保され、客観的な調査や検証が行えるよう、対策委員会委員の中より委員を選任し、新たな臨時委員とともに専門部会を立ち上げることを決定した。
- 令和5年12月11日（月）に、東海市教育委員会教育長が専門部会長に対して、本事案にかかわる「事実関係の有無及び全容解明」と「今後の対応と再発防止」を諮問し、専門部会が調査、検証、報告書作成を開始した。

2 調査の目的

本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、重大事態への対処及び再発防止策の検討にある。

3 資料収集・聴き取り・文書照会等による調査の対象と方法

専門部会は、当該生徒とその保護者、当該小中学校の教職員、市教委関係者、関係生徒らとその保護者及び関係機関等への聴き取り及びそれぞれへの資料提供依頼や文書による照会を実施し、諸資料の入手などを行った。

4 いじめとしての認定事実

専門部会は、関係生徒らから当該生徒に対して、以下の①から⑤のいじめが存在したものと認定した。

- ① 当該生徒に対し、「ムカつく」「腹立つ」「ムカつく。やだねー」「こっちみんな。うわ、見られた。ウザ」「なんで顔隠すの。にらまれたんだけど」と言う。
- ② 当該生徒に対し、LINEで「にらまないでくれる？ウザいから」というメッセージを送信する。
- ③ トイレにおいて、当該生徒をにらむ。
- ④ 当該生徒の友人に対して、当該生徒の悪口を伝える。
- ⑤ 当該生徒から友人を引き離す言動をする。

5 いじめ重大事態の認定と評価

当該生徒は本事案にかかわって心理状態が悪化し、中学校に登校することができなくなり、転校するに至っており、推進法第28条第1項によるいじめ重大事態の定義に該当するものである。

当該生徒が当初在籍していた中学校は、遅くとも、当該生徒から転校の意思表示があった時期には、重大事態として対処し、速やかに組織を設けて調査を行うことができているれば、当該生徒に対して教室復帰に向けた支援等を行うことも可能になったはずである。

6 当該小学校の対応をめぐる評価

- 当該生徒と関係生徒らとの相互の対話をつくり、関係の修復をめざすという点での継続的な働きかけに学校としても努力をしているが、当該生徒の「精神的な苦痛」を浮き彫りにして指導をしていくことの達成には至らなかったと考えられる。
- いじめの認知について、児童間の以前からのトラブルという理解があり、推進法が言う「いじめ」の定義理解とは異なっていたことが認められる。
- 教頭と担任という単位での個別の対応という話し合いが中心となり、養護教諭や他の学年担任教師、スクールカウンセラーなどを含め、他の知見や視点を入れ組織的計画的な協議が進められてはいなかった。

7 当該中学校の対応をめぐる評価

- 当初より、本人が辛いと思うものはいじめであるという認識はあった。

しかし、これらはいじめの認知、生徒間の「トラブルやもめごと」と謝罪を含む関係生徒らへの指導という観点での理解であり、継続しているかどうかの確認に関心があった。

- 令和4年5月の関係生徒らへの聴き取り後の対応においても、常に教員による見守りや声かけは行われていたが、定期的に学校から連絡を入れるスタイルが計画的ではなく曖昧であった。
- いじめ不登校対策委員会が開催されているが、組織的な支援体制や支援計画などをめぐる協議の場であったかは心許ない。
- 中学校入学時から転校の思いを持っていた保護者に対し、当該生徒が登校を渋る時々、学校はなんとか関係生徒との関係を修復していく努力があったことは認められる。転校についても継続的に支援し、日頃の「教育の力で解決していく」という姿勢が貫かれていたが、当該生徒保護者からの学校への連絡や申し出の1つ1つに対し、問い合わせの背景にある保護者の主訴をつかめていない、あるいは取り違えていたところも少なからずあったと言える。

8 市教委の対応をめぐるその評価

- 保護者の申し出の時に、本件が重大事態の調査対象と認定するかしないかの説明などが、保護者や当該生徒に納得できるようになされるべきであった。
- 小中学校とも同一の学校設置者であり義務教育段階でもあるため、小学校での事案であってもそこで終始せず、中学への引継ぎやその後の中学での対応について指導助言の立場を継続的に進めることができなかったのかについて疑問があり、中学校での対応に一任してきたことについて見直しが求められるべきである。

9 再発防止のための提言

(1) いじめ防止及び早期発見について

- ① いじめを主観的（精神的）苦痛から理解し対応する。
- ② 児童生徒のアンケートに記された断片的な言葉に敏感になる。
- ③ 児童生徒の発する言葉に慎重に耳を傾ける。
- ④ いじめの視点だけにとらわれない。
- ⑤ 保護者からの情報提供を真摯に受け止める。

(2) いじめ被害の把握とその後の対応について

- ① 学級担任だけに任せがちないじめ対応を是正する。

- ② いじめ問題に校長が様々な角度からかわり、外部専門スタッフの協力をコーディネートする。
- ③ 外部性と中立性を持つ専門スタッフを適切に活用する。
- ④ 児童生徒同士が謝罪をすることが解決につながるものではないことを認識する。
- ⑤ 卒業後（転校後）も長期にわたる支援とその体制が必要であることを認識する。

(3) 行為性の認めづらいいじめについて

- ① いじめの行為性にこだわって、いじめの認定が消極的にならないようにする。
- ② 「にらむ」などといった行為として認めにくい事柄へ関心をもつ。

(4) いじめ重大事態調査の在り方について

- ① ガイドラインや基本方針等に沿った調査や説明の手続きに努める。
- ② いじめの認知時点での調査も重大事態の調査も同様に考える。

(5) 市教委に求められるいじめ防止対策への点検項目について

- ① いじめ防止対策の研修冊子を作成し、いじめの定義やいじめ認知の在り方の理解を深める校内研修用の資料を配布する。
- ② 学校における児童生徒の心理的情緒的問題への対応とＳＯＳを適切に受け止めるための教員向けスキルアップ研修を実施する。
- ③ 学校のいじめ問題対策に関する校内組織について、会議の目的や内容、計画を明記した文書を作成し、必要があれば速やかに市教委に提出することができるよう指導する。
- ④ いじめ認知の段階から専門スタッフなどの外部性と中立性が活かされる校内及び市教委内の体制整備に努める。
- ⑤ 推進法や条例、市の基本方針などを学校関係者のみならず、児童生徒や保護者、地域の関係機関職員等に周知し、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく。
- ⑥ いじめと不登校などの関係性が密接にある事実を鑑み、市内学校のサポートルームや校内外の教育支援センターの運営や情報共有の充実を図る。